

専決処分書

令和7年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第2号)

補正予算を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

令和7年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
別記のとおり

令和8年3月31日

伊丹市長 中 田 慎 也

令和7年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第2号)

令和7年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,275千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,916,
007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		3,087,546	86,275	3,173,821
	1 後期高齢者医療保険料	3,087,546	86,275	3,173,821
歳入合計		3,829,732	86,275	3,916,007

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		3,679,840	86,275	3,766,115
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	3,679,840	86,275	3,766,115
歳 出	合 計	3,829,732	86,275	3,916,007

1 歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	3,087,546	86,275	3,173,821
1 後期高齢者医療保険料	3,087,546	86,275	3,173,821
1 後期高齢者医療保険料	3,087,546	86,275	3,173,821
歳入合計	3,829,732	86,275	3,916,007

節		区 分	金 額	説 明
1	現年度分			
1	現年度分		86,275	現年度分 過年度分
				78,530 7,745

2 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,679,840	86,275	3,766,115	—	—	86,275
1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,679,840	86,275	3,766,115	—	—	86,275
1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,679,840	86,275	3,766,115	—	—	後期高齢者医療保険料 86,275
歳出合計	3,829,732	86,275	3,916,007	—	—	86,275

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
—			
—			
—	18 負担金補助及び交付金	86,275	(18 負担金補助及び交付金 保険料納付金 86,275) 86,275
—			